

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

国会

ベトナム社会主義協和国

独立 - 自由 - 幸福

法律番号：47/2014/QH13 号

ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、
国会は、「ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法」を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する原則、条件、手順、手続き、権利、義務、およびそれに関わるベトナム国家機関、関連機関、組織、個人の権利、責任に関して定める。

第2条 適用対象

本法は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国人、ベトナム国家機関、ベトナムおよび外国の関連機関、組織、個人に適用される。

第3条 用語解釈

本法において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 外国人とは、ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国籍証明書を所持する者および無国籍者をいう。
2. 外国籍証明書とは、旅券（パスポート）または旅券に相当する書類を含む外国の管轄機関もしくは国連により発給された書類をいう。
3. 国際通行許可書とは、いずれかの国の管轄機関によりその国に居住している無国籍者に対して発給される書類であり、ベトナムの管理当局に承認された書類をいう。
4. 入国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナム領土に入ることをいう。
5. 乗継とは、外国人が第3国へ向かうために、ベトナムを通過、またはベトナム国際出入国地点の乗継区域に滞留することをいう。
6. 出国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナムの領土から出ることをいう。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. 出国停止とは、ベトナムの権限者がベトナムに居住している外国人に対して出国停止を決定することをいう。

8. 退去強制とは、ベトナムの権限者が外国人に対してベトナムの出入国地点を通し、ベトナム領土から退去させる決定をすることをいう。

9. 居住とは、外国人がベトナムに常駐または、一時的に滞在することをいう。

10. 出入国地点とは、外国人が入国、出国できる区域をいう。

11. 査証とは、ベトナム当局により発給される外国人のベトナム入国認可書をいう。

12. 滞在認可とは、ベトナム管理当局が外国人に対して、ベトナムに滞在できる期限を認めることをいう。

13. テンポラリーレジデンスカードとは、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関が外国人に対し発給する、期限のあるベトナム居住許可書でありビザに代わりうるものをいう。

14. 常駐カードとは、出入国管理当局が外国人に対し発給する無期限のベトナム居住許可書であり査証に代わりうるものをいう。

15. 出入国管理当局とは、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理義務を負う公安省に属する専任機関をいう。

16. 入国審査局とは、出入国地点における外国人の入国・出国・乗継・居住の検査義務を負う専任機関をいう。

17. 外国におけるベトナムビザ発給機関とは、ベトナムの代表機関もしくはその他の領事に関する機能遂行を委任された機関（代行機関）をいう。

第4条 入国・出国・乗継・居住の原則

1. 本法はベトナムの別途定める関連諸法令およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従う。

2. 独立、主権、統一および領土保全を尊重し、国家の安寧、社会の秩序と安全および国際関係の平等を保障する。

3. 公開性、透明性を確保し、外国人に対し便利な条件を提供するとともにベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を厳密に統一して行う。

4. 複数の旅券を所有する外国人は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の際にはその中のひとつの旅券のみを使用できるものとする。

第5条 禁止行為

1. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法律に従う権利、義務、責任を遂行する外国人、関連機関・組織・個人に対してその任務を妨害する行為。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 本法およびその他の関連諸法令に相反する手続き、および書類提出。ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する手続きに対して脅迫、妨害する行為。
3. ベトナムに不法に入国・出国・乗継・居住をする行為。ベトナムの入国・出国・乗継・居住のために書類を改ざんし虚偽の書類を使用する行為。
4. ベトナムの入国・出国・乗継・居住のための関係情報、書類の改ざんを行う行為。
5. ベトナムの入国・出国・乗継・居住を悪用し、ベトナム社会主義共和国に反抗し、機関、組織、個人の法的な権利・利益を侵害する行為。
6. 外国人がベトナムの入国・出国・乗継・居住をするための許可書類の売買、貸与、貸借、内容の抹消、修正を行う行為。

第6条 ベトナム管理当局により発給された入国・出国・乗継・居住の許可書類の没収、取消

本法第5条第3項、第4項、第5項、第6項および第21条第3項、第44条第2項第b号に定める禁止行為を行う外国人は、ベトナム入国・出国・乗継・居住の許可書類を没収、取消される。

第2章 査証（ビザ）

第7条 ビザの取り扱いおよび種類

1. ビザの種別（シングル、マルチ）および入国目的は変更不可とする。
2. ビザは個人に対し個別に発給されるが、父母、保護者の旅券を共用する14歳未満の子供はその限りでない。
3. ビザはパスポートへの付与（貼付）または別途支給とする。

第8条 ビザのカテゴリー

1. NG1：ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相に招かれた代表団のメンバー
2. NG2：ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長に招かれた代表団のメンバー、および大臣、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長と同等・相当の招聘者
3. NG3：公館、領事館、国連所属国際機関、政府間代表機関などのメンバー、任期中に帯同するそのメンバーの配偶者、18歳未満の子供および家事使用人

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. NG4: 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関で就労する人、および外交の代表機関、領事機関、国連に属する国際機関、政府間代表機関などのメンバーを訪問する者

5. LV1: ベトナム共産党の中央に属する機関・部局、国会、政府、祖国戦線、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関、省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会と仕事を行う者

6. LV2: 政治・社会組織、社会組織、ベトナム商工会議所と仕事を行う者

7. DT: 外国人投資家、外国人弁護士

8. DN: ベトナムにおける企業と仕事を行う者

9. NN1: 国際組織、外国の非政府組織の駐在員事務所の所長、プロジェクトの代表者

10. NN2: 外国企業の駐在員事務所の所長、支店の代表者、または外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者

11. NN3: 外国の非政府組織、外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所と仕事を行う者

12. DH: 研修・学習を行う者

13. HN: 会議、シンポジウムへの参加者

14. PV1: 常駐するジャーナリスト

15. PV2: 短期間活動するジャーナリスト

16. LD: 外国人労働者

17. DL: 旅行者

18. TT: LV1D、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD のビザが発給される外国人の配偶者、18歳未満の外国人、またはベトナム国民の父母、配偶者、子弟を持つ外国人

19. VR: 親族訪問、その他の目的を持つ者

20. SQ: 本法第17条第3項に該当する者

第9条 ビザ期限

1. SQ のビザの期限は 30 日を超えてはならない。

2. HN、DL のビザの期限は 3 ヶ月を超えてはならない。

3. VR のビザの期限は 6 ヶ月を超えてはならない。

4. NG1、NG2、NG3、NG4、LV1、LV2、DN、NN1、NN2、NN3、DH、PV1、PV2 および TT のビザの期限は、12 ヶ月を超えてはならない

5. LD のビザの期限は 2 年を超えてはならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

6. DT のビザの期限は5年を超えてはならない。
7. 期限が切れたビザは新たに申請することができる。
8. ビザの期限は、パスポートもしくは国際通行許可書の有効期限より最低30日以上短い期限で発給される。

第10条 ビザ発給申請の条件

1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること。
2. ベトナムにおける機関、組織、個人によって招聘、保証されていること。
3. 本法第17条第3項に定める場合はその限りでない。
3. 本法第21条に定めるベトナム入国禁止対象者リストに該当していないこと。
4. 下記の場合に該当するビザ発給申請は、入国目的を証明する書類を提出しなければならない。
 - a) 投資目的の外国人は、投資法に準じるベトナムへの投資を証明する書類
 - b) ベトナムにおける弁護士実務の外国人は、弁護士法に準じる許可書
 - c) 外国人労働者は、労働法に準じる労働許可書
 - d) 研修・学習中の外国人は、ベトナムの学校または教育機関の受け入れ書類

第11条 別途ビザ発給のケース

1. パスポートにビザ発給用ページがなくなった場合
2. ベトナムとの外交関係のない国より発給されたパスポートを所持している場合
3. 国際通行許可書のみ所持の場合
4. 外交、国防、治安の事由により別途ビザが必要と判断される場合

第12条 ビザ免除のケース

1. ベトナムが加盟する国際条約に従う場合
2. 本法に従う常駐カード、テンポラリーレジデンスカードを使用する場合
3. 出入国地点の経済特区、特別な行政・経済局に入る場合
4. 本法第13条に定める場合
5. 外国の管轄機関により発給されたパスポートまたは国際通行許可書を保持する外国に居住するベトナム人、およびそのベトナム人の配偶者、子弟。ベトナム国民の配偶者、子弟である外国人は政府の規定に従ってビザは免除される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第13条 一方ビザ免除

1. 一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国の決定は下記の条件を満たさなければならない。

- a) ベトナムと外交関係のある国
- b) その時々々のベトナムの経済・社会発展政策および対外政策に適合する場合。
- c) ベトナムの国防、安寧、社会の秩序と安全を脅かさない。

2. 一方ビザ免除の決定の期限は5年を超えてはならないが延長されることもある。本条第1項に定める条件と異なる場合、一方ビザ免除の決定は廃止されるものとする。

3. 政府は、本条に従って各国の国民に対する期限のある一方ビザ免除に関して決定する。

第14条 外国人招聘、保証の機関、組織、個人

1. 本法第10条第2項に従う外国人の招聘、保証の機関、組織、個人は以下のとおりである

- a) ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相
- b) ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、政府副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長、省庁の大臣および大臣に相当する者、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長
- c) ベトナム共産党中央に属する部局・機関、国会の機関、国会常務委員会に属する機関、ベトナム祖国戦線中央委員会、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- d) 省・市の党委員会、人民評議会、省・中央直轄市の人民委員会
- d) 政治・社会組織、社会組織の中央機関、ベトナム商工会議所
- e) ベトナムの法律に従って設立された企業
- g) ベトナムにおける外国の公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関
- h) 外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所
- i) ベトナム法令に従うその他の法人、組織
- k) 国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくはテンポラリーレジデンスカードを保持する外国人

2. 外国人の招聘、保証の機関、組織は、法律に従って機能・義務・権限または取得した営業活動許可書の範囲内で招聘、保証を行うものとする。国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくははテンポラリーレジデ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

スカードを保持する外国人は、ベトナムへ入国する外国人を招聘、保証することができるが、招聘者、被保証人との関係を証明する書類を所持していなければならない。

第 15 条 外務省の管轄機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第 8 条第 1 項、2 項、3 項、4 項の定めに該当する外国人は、招聘人、保証人を經由して、外務省の管轄機関へビザ発給申請書を送付する。
2. 本法第 8 条第 1 項、第 2 項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関が在外国ベトナムビザ発給機関に対し外国人のビザ発給を指導するようにその機関へ書面にて通知すると共に、出入国管理当局へ通知する。
3. 本法第 8 条第 3 項、4 項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関へ書面による外国人のビザ発給申請書を直接送付する。外務省の管轄機関は、出入国管理当局へ書面にて通知する。通知した日から 2 日営業日以内に出入国管理当局から回答がない場合には、外務省の管轄機関は、招聘・保証の機関、組織へ承認の回答を行いながら、在外国のベトナムビザ発給機関に対しビザ発給するように通知、督促する。
4. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合は、ビザの受領場所、受領場所選定理由および受領日時を明確にしなければならない。
5. 招聘・保証の機関、組織は、外務省の管轄機関より承認の回答を受けた後、外国人へ在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する。
6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発給を申請する機関、組織は、外務省の管轄機関にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第 16 条 出入国管理機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第 8 条第 1 項、2 項、3 項、4 項の定めに属さない外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を經由して出入国管理機関にて手続きを行う。招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理機関へビザ発給申請書を直接提出する。
2. ベトナムにおける社会組織、企業、その他のベトナム法令に従う法人、外国企業の支店、外国の経済組織・文化組織・その他の専門組織の駐在員事務所は、招聘・保証申請を行う前に、出入国管理当局へ書面にて通知すると共に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - a) 組織設立許可書もしくは設立に関する認可機関の決定書の謄本（要公証）
 - b) 組織の印鑑、法的代表者の署名のある登録書上記の通知は一回のみ実行され、変更が生じた場合には追加通知を行う。
3. 出入国管理当局は、ビザ発給申請書を受領した日から 5 日営業日以内に、審査し招聘・保証の機関、組織、個人に回答すると共に在外国ベトナムビザ発給機関へ通知する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理当局より書面による回答を受けた後に、外国人に対し、在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する

5. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合、有効かつ不備の無い申請書類を受領した日から3日営業日以内に（本法第18条第1項第a号、b号、c号、d号に従う申請）、12営業時間以内に（本法第18条第1項第d号、e号に従う申請）出入国管理当局が審査し決裁する。

6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発給を申請する機関、組織は、出入国管理当局にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第17条 在外国ベトナムビザ発給機関にてビザ取得

1. 本法第15条第2項に従う申請の場合、外務省の管轄機関からの指導、および本人のパスポート、写真が添付された申請書を受領した日から1日営業日以内に、在外国ベトナムビザ発給機関はビザを発給する。

2. 本条第1項に該当しない場合、ビザ取得対象となる外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人より通知を受けた後に、在外国ベトナムビザ発給機関へパスポート、ビザ発給申請書および写真を提出しなければならない。父母もしくは保護者のパスポートを共用する14歳未満の子供はビザ発給申請書の提出は不要である。

在外国ベトナムビザ発給機関は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関から通知を受けた日から3日営業日以内にビザ発給を行う。

3. 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、下記に該当する市場視察、旅行、親族訪問、病気の治療などの目的でベトナムへ入国する外国人に対して最大30日のビザを承認する権限を持つ。

- a) 在外国ベトナムビザ発給機関と商務で関係する人、またその配偶者、子弟、もしくは現地国外務省の管轄機関によりビザ発給依頼書のある人
- b) 現地国における各公館、領事館の保証外交文書のある人

4. 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、本条第3項に定める対象のビザを発給した後、出入国管理当局へ通知しそのビザ発給に責任を負う。

第18条 国際出入国地点にて到着ビザ発給

1. 下記の場合において、外国人は国際出入国地点にて到着ビザを受領できる。

- a) ベトナム入国ビザ発給機関が不在の国から渡航してきた場合
- b) 複数の国を継続し経由してベトナムへ渡航してきた場合
- c) ベトナムに会社のある国際旅行社主催ツアー、プログラムに参加する目的で入国する場合

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) ベトナムの港に停泊している船舶の船員で、別の出入国地点（他港）から出国する必要がある場合

d) 親族の葬儀参加あるいは重篤な病気の見舞い目的で入国する場合

e) 緊急事故、救助隊、レスキュー隊、災害防止、疫病対応、あるいはベトナム管轄機関からの要請による特別の理由により入国する場合

2. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける外国人は、出入国監査部署へパスポートもしくは国際通行許可書および写真が添付されたビザ発給申請書を提出する。父母あるいは保護者のパスポートを共用する 14 歳未満の子供は、父母あるいは保護者のビザ発給申請書を共用して申請することができる。

3. 出入国審査官は、出入国管理当局より受けた通知書と照らし合わせた上でビザ発給を行う。

第 19 条 出入国管理機関、外務省の管轄機関でのビザ発給

1. 新規ビザ発給を申請するベトナムに滞在している外国人は、出入国管理当局、もしくは外務省の管轄機関にてその手続きを行うために、機関、組織、個人に対し招聘、保証を申し込まなければならない。

2. 本条第 1 項に定める招聘・保証機関、組織は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関へ外国人のパスポートあるいは国際通行許可書およびビザ発給申請書を提出する。

3. 有効かつ不備のない書類を受領した日から 5 日営業日以内に、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関は審査を開始しビザ発給を行う。

第 3 章 入国

第 20 条 入国条件

次に掲げる条件を満たす外国人はベトナムへ入国することができる。

1. パスポートあるいは国際通行許可書およびビザを所有していること。

一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国外国人は、出国日よりパスポート有効期限が 6 ヶ月以上残存していること。また、前回ベトナム出国日から 30 日以上の期間が経過していること。

4. 本法第 21 条に定める入国禁止対象リストに該当しないこと。

第 21 条 入国禁止対象

1. 本法第 20 条第 1 項に定める条件を満たさない者。

2. 父母、保護者あるいは委任を受けた者が同伴しない 14 歳未満の子供

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 入国、出国、居住に関する文書偽造、虚偽の申告を行った者
4. 精神疾患または公衆の健康へ脅威を与える可能性のある伝染疾患に罹っている者
5. ベトナムから国外追放された日から3年が経過していない者
6. ベトナム退去強制決定が発効した日から6ヶ月が経過していない者
7. 疫病防止の事由により
8. 天災のため
9. 国防、安寧、社会の秩序と安全の事由により

第22条 入国禁止の権限

1. 出入国審査局長は、本法第21条第1項、2項、3項、4項、5項、6項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
2. 保健省大臣は、本法第21条第7項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
3. 農業農村開発省大臣は、本法第21条第8項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
4. 公安省大臣、国防省大臣は、本法第21条第9項に定める対象に対するベトナム入国拒否を決定する。
5. 入国禁止の決定権を有する者は、入国禁止を解除する権限を有するが、法律上においても責任を負う。

第4章 乗継

第23条 乗継条件

1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること
2. 第3国へ行く旅程に適合する手段のチケットを所持していること
3. 第3国入国のビザを取得済みであること。ビザ免除の場合はその限りでない。

第24条 乗継区域

1. 乗継区域とは、外国人が第3国へ渡航するために一時的に滞留する、国際出入国地点に属するエリアをいう。
2. 乗継区域は、国際出入国地点の管理機関により決められる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 25 条 空路の乗継

1. 空路の乗継をする外国人は査証免除とするが、乗継便を待つ間は国際空港の乗継区域範囲内に滞留するものとする。
2. ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的で乗継時間中にベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証が発給される。

第 26 条 海路の乗継

海路の乗継をする外国人は査証免除とするが、船舶が停泊する期間中は港の乗継区域の範囲内に滞留するものとする。ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的でベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証認可が検討される。別の出入国地点から出国することを要望する外国人には、VRの査証が審査後発給される。

第 5 章 出国

第 27 条 出国条件

外国人は以下のすべての条件を満たした場合に出国することができる。

1. 旅券または国際通行許可書を所持していること
2. 有効な在留許可書、またはテンポラリーレジデンスカード、常駐カードを所持していること
3. 本法第 28 条に定める一時出国中止対象リストに該当していないこと

第 28 条 出国一時停止及び出国停止期間

1. 外国人は以下のいずれかに該当する場合、一時的に出国が停止される。
 - a) 刑事事件の容疑者、被告人、またはそれらの関係者。民事、交易商業、雇用（労働）、行政、婚姻と家族に係る民事訴訟事件における申立人、被告人、またはそれらの関係者。
 - b) 裁判所の判決文と決定、紛争処理評議委員会の決定を遵守する義務を負う者
 - c) 納税義務を完了していない者
 - d) 行政違反の処分決定に従う義務を負う者
 - d) 国防と安全保障上の理由により
2. 本条第 1 項の定めは、司法支援法第 25 条に定められた、証拠提供のために海外へ引き渡される懲役刑に服している者に対しては適用されない。
3. 出国中止期間は基本 3 年を超えてはならないが、場合により延長することもありうる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 29 条 一時出国中止決定の権限、出国中止期間の延長、出国中止措置の解除

1. 捜査機関の機関長、検察院の院長、裁判所の執行裁判官、執行機関の長、競争協議会の会長は、自らの責任及び権限の範囲内で、本法第 28 条第 1 項第 a 号、b 号に定める場合に対し出国停止措置を決定する。

2. 税務管理当局の局長は、本法第 28 条第 1 項第 c 号に該当する場合の出国停止を決定する。

3. 公安省大臣は、本法第 28 条第 1 項第 d 号に規定された外国人に対し、以下の場合一時出国停止措置を決定する。

a) 警察当局より出された行政違反処分の決定を履行する義務を有する者

b) 最高人民裁判所の所長、省大臣、省同級機関の長、省・中央直轄市の人民委員会委員長の要請に基づく場合

4. 公安省大臣と国防省大臣は、本法第 28 条第 1 項第 d 号に定める場合、一時出国停止を決定する。

5. 一時出国停止決定の権限を有する者は一時出国停止期間の延長、一時出国停止解除の権限を有するが、その決定について法律上の責任を負う。

一時出国停止を決定した者は、停止条件が無くなった時に、出国停止解除を決定する責任を負う

6. 一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除の決定書は、迅速に出入国管理機関に送付し、その対象となった者へ通知されなければならない。

7. 出入国管理機関は一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除決定書を受領した後、その決定の執行組織に対し責任を負う。

第 30 条 強制退去

1. 外国人は、以下のいずれかの場合に強制出国となる

a) 一時的な滞在期間が満了したが出国しない場合

b) 国防、国家安全、社会秩序、社会安全に係る理由により

2. 退去強制の権限は以下のとおりである

a) 出入国管理機関は本条第 1 項第 a 号の規定に該当する場合、退去強制の権限を有する

b) 公安省大臣、国防省大臣は本条第 1 項第 b 号の規定に該当する場合、退去強制の権限を有する

第 6 章 居住

第 1 節 滞在

第 31 条 滞在認可

1. 出入国審査官は、パスポートまたは別の査証に以下のとおり滞在期間の承認印を捺印する方法で外国人の滞在認可を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 滞在期間はビザ期間と同様である。ビザの期限が 15 日を超えない場合は 15 日の滞在期間を認める。DT、LD のビザに対しては、12 ヶ月未満の滞在の期間を認め、かつテンポラリーレジデンスカードの発給を検討する。
 - b) ベトナムが加盟する国際条約によるビザ免除者に対しては、滞在期間は国際条約に従う。国際条約に在留期間に関する規定がない場合は、30 日間の滞在期間を認める。
 - c) 国境経済区に入るために査証免除される者に対しては、15 日間の滞在期間を認める。行政経済特区に入る場合は、30 日間の滞在期間を認める。
 - d) 一方ビザ免除ベトナムの国民に対しては、15 日間の滞在期間を認める。
 - d) 有効な常駐カード又はテンポラリーレジデンスカードを所持する外国人に対しては滞在証明書を発給しない。
2. 外国人は認められた滞在期間の範囲内でベトナムに在留することができる。
 3. ベトナムの法律に違反した外国人の滞在期間は、出入国管理当局により取り消し・短縮されることもありうる。

第 32 条 宿泊施設

宿泊施設とは、観光用の宿泊施設、ゲストハウス、外国人が仕事、労働、研究、研修を行う施設、医療施設、一軒家、又は法律に従うその他の宿泊施設を含む、外国人がベトナム領土に一時滞在する場所をいう。

第 33 条 在留申告

1. ベトナムに一時的に滞在する外国人は、宿泊施設の直接管理者及び運営者を経由し、居住地の市町村の警察幹部、または居住地の警察当局に在留を申告しなければならない。
2. 宿泊施設の直接管理者及び運営者は、該当外国人が宿泊施設に到着してから 12 時間以内に（施設が遠隔地又は奥地にある場合には 24 時間以内に）在留申告書を記入し宿泊施設が所在する市町村の警察官又は警察当局に届出しなければならない。
3. ホテルなどの宿泊施設は、外国人の在留申告を送信するためにインターネットにアクセス、又は省及び中央直轄市の出入国管理当局とのコンピューターネットワークに接続していなければならない。インターネットにアクセスできる宿泊施設は、外国人在留申告書を省及び中央直轄市の出入国管理当局の電子メールアドレス宛に直接送信することができる。
4. 居住地の変更、または常駐カードに記載される住所と異なる場所に居住する外国人は、本条第 1 項の定め従って在留を申告しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第34条 工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区、国境地域及び特別な行政経済単位における滞在

1. 外国人は工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区に所在する宿泊施設に滞在することができるが本法第33条に従って在留を申告しなければならない。

2. 外国人は、陸上国境の禁止区域または活動が停止された地域、海上国境の禁止区域または活動が停止された区域に滞在することはできない。国境地域、または国境地域における町、都市、観光サービス地区、行政局、経済特区、その他の経済地区に一時的に滞在する場合は本法第33条に従って在留を申告しなければならない。外国人の在留申告書を受ける機関は、宿泊施設が所在する地域の国境警備局に通知しなければならない。

第35条 在留資格の延長

1. 在留資格延長を希望するベトナムに在留している外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を経由して出入国管理当局または外務省の管轄機関にて申請手続きを行う。

2. 本条第1項に該当する招聘・保証の機関、組織、個人は、外務省の管轄機関と（本法第8条第1項、2、項、3項、4項に該当する場合）出入国管理当局（本法第16条第1項に該当する場合）へ外国人の在留資格延長の申請書および旅券または国際通行許可書を直接提出しなければならない。

3. 出入国管理当局、または外務省の管轄機関は、不備のない申請書類を受領してから5日営業日以内に、外国人の在留資格の延長を検討し決定しなければならない。

第36条 テンポラリーレジデンスカードの発給およびテンポラリーレジデンスカードの記号

1. ベトナムにおける公館、領事館、国連所属国際機関の駐在員事務所、政府間代表機関などのメンバーである外国人、またそのメンバーの任期中に帯同する配偶者、18歳未満の子供および家事使用人に対してはNG3のテンポラリーレジデンスカードが発給される。

2. LV1、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD、TTのビザが発給された外国人は、ビザと同じ記号のテンポラリーレジデンスカードが発給される。

第37条 テンポラリーレジデンスカード発給申請の手続き

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. テンポラリーレジデンスカード発給申請書類は、以下の通りである。
 - a) 招聘・保証の機関、組織、個人の申請書
 - b) 写真添付のテンポラリーレジデンスカード発給申請書
 - c) パスポート
 - d) 本法第 36 条に該当する証書類
2. テンポラリーレジデンスカード発給認可処理は以下の通りである。
 - a) ベトナムにおける公館、領事館、またはその他の外国の代行機関は NG3 のテンポラリーレジデンスカード発給申請書類を外務省の管轄機関に提出する。
 - b) 招待・保証の機関、組織、個人は、その機関、組織が所在、もしくは招聘・保証の個人が居住する地方の出入国管理当局へ本法第 36 条第 2 項に該当する外国人のテンポラリーレジデンスカード発給申請書類を直接提出する。
 - c) 出入国管理当局または外務省の管轄機関は不備のない申請書類を受領してから 5 日営業日以内に、テンポラリーレジデンスカード発給を検討し決定する。

第 38 条 テンポラリーレジデンスカードの期限

1. テンポラリーレジデンスカード期限はパスポート期限満了日の 30 日以前までとする。
2. NG3、LV1、LV2、DT 又は DH のテンポラリーレジデンスカード期限は 5 年を超えてはならない。
3. NN1、NN2、TT のテンポラリーレジデンスカード期限は 3 年を超えてはならない。
4. LD、PV1 テンポラリーレジデンスカード期限は 2 年を超えてはならない。
5. 期限が満了したテンポラリーレジデンスカードは新規発給が検討される。

第2節 常駐

第 39 条 常駐を認められる対象

1. ベトナム国家の建設、国防に貢献し、かつベトナム国家の勲章、徽章あるいは榮譽称号を授与された外国人
2. ベトナムに滞在している科学者、専門家である外国人
3. ベトナム国籍を有し、かつ居住している父母、配偶者、子供を持つ外国人

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 2000年より前からベトナムに連続して滞在している無国籍者

第40条 常駐が認められる条件

1. 本法第39条の規定に該当する外国人は、合法的な居住場所を確保し、ベトナムにおいて安定して生活できる収入があること。
2. 本法第39条第2項の規定に該当する外国人は、その外国人の専門分野に係る省庁大臣、省庁に相当する機関・政府に属する機関の長の招請がある場合。
3. 本法第39条第3項の規定に該当する外国人は、ベトナムにおいて3年以上連続して滞在していること。

第41条 常駐認可手続き

1. 外国人は出入国管理機関にて常駐申請を行う。申請書類は以下のとおりである
 - a) 常駐申請書
 - b) 国の管轄機関により発給された無犯罪証明書
 - c) 申請者の自国公館より発給された居住認可を申請する外交文書
 - d) パスポートの謄本（要公証）
 - d) 本法第40条に定める常駐考慮条件を満たす証書類
 - e) 本法第39条第3項に定める外国人の保証書類
2. 公安省大臣は、不備のない書類を受領した日から4ヶ月以内に審査をし常駐を認める。追加審査が必要な場合は期限を延長することができるが延長期間は2ヶ月を超えてはならない。
3. 出入国管理当局は、常駐申請者および外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関へ書面にて審査結果を通知しなければならない
4. 外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関は、出入国管理当局の通知を受けた日から5日営業日以内に外国人へ常駐認可を通知する。
5. 外国人は、常駐認可の通知を受けた日から3ヶ月以内に常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関にて常駐カードを取得する。

第42条 無国籍者に対する常駐認可

1. 本法第39条第4項に定める無国籍者は、常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関へ常駐申請書類を提出する。書類は以下のとおりである。
 - a) 常駐申請書

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 本法第40条第1項に定める条件を満たし、かつベトナムにおいて2000年より前から連続して滞在している証明証書類

2. 無国籍者に対する常駐認可手続きは本法第41条第2項、3項、4項、5項に従う。

第43条 常駐カードの更新、再発給

1. 常駐カードは、省・中央直轄市の公安が発給する。在留外国人は10年毎に省・中央直轄市の公安にて常駐カードの更新申請を定期的に行う。申請書類は次のとおりである。

a) 在留カード更新申請書

b) 常駐カード

c) パスポートの謄本（要公証）、無国籍者はその限りでない。

2. 常駐カードの紛失、破損、損傷、またはカードに記載されている内容に変更が生じた場合、外国人は常駐している省・中央直轄市の公安にて常駐カードの再発給手続きを行わなければならない。申請書類は以下のとおりである。

a) 在留カード再発給申請書

b) 発給された在留カードを紛失した場合は紛失申告書が必要。

c) パスポートの謄本（要公証）、無国籍者はその限りでない。

d) 常駐カードに記載されている内容の変更を証明できる証書類

3. 省・中央直轄市の公安は不備のない申請書類を受領した日から20日以内に外国人に常駐カードを発給する。

第7章

外国人の権利・義務、ベトナム入国・出国・居住の外国人の招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

第44条 外国人の権利・義務

1. ベトナム入国・出国・乗継・居住の外国人は、次に掲げる権利を有する。

a) ベトナム社会主義共和国に居住する期間中は生命、名誉、財産およびベトナム法令に準じるその他の権利が保護される。

b) テンポラリーレジデンスカードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。さらに自己の招聘・保証機関、組織の合意によってテンポラリーレジデンスカードの期限と同様に配偶者および18歳未満の子供の同居を保証することができる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

c) 常駐カードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。

d) ベトナムにおける合法居住外国人は、許可を得なくともベトナム領土を移動し、観光、親族訪問、治療の多目的を兼ねることができる。禁止区域あるいは移動・居住制限区域への立ち入りは法律の規定に従う。

d) ベトナムへ入国する船舶の船員は、その船舶が停泊している省・中央直轄市の範囲内で上陸することができる。その地域の範囲外へ移動、または別の出入国地点から(他港)から出国する必要がある場合にはビザ発給が考慮(審査)される。

e) 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関に従事する外国人の夫、妻、子供は、労働許可書を所持すれば就労することができる(労働許可書発給免除対象は除く)。また、学校、教育機関の受け入れ書類があれば学習をうけることができる。

g) 国際条約、国際合意書による学校または教育機関で学習している外国人は、その学校、教育機関の合意書があれば労働と学習を兼ねることができる。

h) 外国に居住する無国籍者は、観光、親族訪問の目的でベトナムへ入国することができる。

i) ベトナムに居住している無国籍者がベトナムからの出国を要望する場合には、公安省は国際通行許可書の発給を検討する。

2. ベトナム入国・出国・居住の外国人は、以下の義務が課される。

a) ベトナムの法律を遵守し、ベトナムの文化、習慣、慣行を尊重すること。

b) ベトナムにおける活動が入国目的に適合していること。

c) 移動する際にはパスポートもしくは国際通行許可書、ベトナムにおける居住に係る書類を持参し管轄機関により求められた場合には提出すること。

d) 他の国に駐在するためにベトナム領土から出国する外国人は、出入国地点における出入国審査局に常駐カードを返納すること。

第45条 招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

1. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる権利を有する。

a) ベトナム法令の下で設立された機関、組織は自らの役割、義務、活動の範囲内で外国人の招聘・保証申請を行うことができる。

b) 国内に住居するベトナム国民は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する配偶者の祖父母、父母、配偶者、子供、兄弟である外国人を招聘・保証することができる。

c) 国内に住居するベトナム国民は、父母、配偶者、子供、兄弟である外国人が行う居住申請もしくはレジデンスカードの申請に対して保証することができる。

2. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 本法に従ってベトナム入国、出国、居住の外国人の招聘・保証申請を行う。
- b) 外国人が法令を遵守しベトナムの文化、習慣、慣行慣行を尊重するように教示する。
- c) 法令の下で保証の責任を遂行するとともにベトナムの管轄機関と協力し、招聘・保証した外国人に係る問題を解決する。
- d) ベトナム滞在期間における外国人の活動の管理に対して管轄機関に協力する。また、宿泊施設営業者と協力し外国人の在留申告を行う。
- d) 事前許可を得なくてはならない業種、分野に従事する外国人を招聘する場合、招聘・保証する前に、その業種、分野の管理機関にて手続きを行う。
- e) 外国人の取得した入国・出国・居住の許可書有効期間内でも保証に値しないと判断される場合は、出入国管理機関へ書面にてその旨を通知し該当する外国人を強制的に退去させるよう関係機関と協力する。

第8章

ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する各機関、組織の責任

第46条 政府の責任

1. 国家は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住を一元管理する責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理のために、各省庁、省に相当する機関、省・中央直轄市の人民委員会と相互に協力できる仕組みを規定する責任を負う。

第47条 公安省の責任

1. 各省庁、省に相当する機関と協力し、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理について政府に対し責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令の制定を主導し、権限機関からの公布、もしくは法律の規定範囲内で公布する。
3. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令を執行する。
4. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に係る許可書類を発給する。
5. 法令に従って、国際出入国地点における入国・出国・乗継に関して監査を行う。
6. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する検査、監査、異議申し立ておよび告訴の審査・解決処理を行い、また法律違反に対しては処分を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する書類の雛形（フォーム）を制定する。

8. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国家による統計を行う。

9. 管轄範囲内で国際協力を行う。また、管轄機関にベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請する。

第 48 条 外務省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を行う。

2. 本法に従って外国人に対するビザの発給・修正・追加・取消およびテンポラリーレジデンスカードの発給・取消・延長を行う。

3. 在外国ベトナムビザ発給機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令の施行を指導する。

4. 管轄機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請（提案）する。

第 49 条 国防省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理を行う。

2. 法律に従って、出入国地点における入国・出国・乗継に関する監査を行う。本法の下でビザの発給・修正・追加・取消を行い、滞在証明書を発給する。

3. 国防省が管理する出入国地点において、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令違反を審査し処分を行う。

第 50 条 各省庁、省に相当する機関の責任

本法第 48 条、第 49 条の規定に該当しない省、省に相当する機関は、管轄範囲内で、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住の管理に公安省、外務省、国防省と協力する責任を負う。

第 51 条 各級人民委員会の責任

1. 管轄地方（地域）における外国人の入国・出国・居住に関する法令を執行する。

2. 人民委員会所属専門機関に対し、本法に従って管轄地方における外国人の居住の管理を指導する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 管轄地方における外国人の入国・出国・居住に関する法令の啓蒙、普及に努め、指導を行う。

4. 管轄地方における外国人の入国・出国・乗継・居住に関する検査、監査、不服申立及び告訴告発の審査・解決処理を行い、法律に違反している場合は処分する。

5. 市町村の人民委員会は、本条第1項、2項、3項、4項の規定のほか、宿泊施設の活動を把握し、自らの地方における外国人の居住・活動を管理する。

第52条 ベトナム祖国戦線中央委員会およびその委員会の会員の責任

1. 各国家機関と協力して、一般国民の本法の運用を啓蒙、普及、宣伝、教育する。
2. 機関、組織、個人がベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に関する法令を施行することに対し、検査、監査を行う。

第9章 施行条項

第53条 移行規定

本法の発効日より前に発給されたベトナムにおける外国人の入国・出国・乗継・居住に係る書類は、その書類の有効期限が満了するまで継続して施行される。

第54条 施行効力

1. 本法は2015年1月1日より発効する。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する法令第24/1999/PL-UBTVQH10号は、本法発効日より失効とする。

第55条 細則

政府は、本法の各条、各項について細則を定める。

本法は、2014年6月16日付 ベトナム社会主義共和国の第13回国会会議第7回期において承認された。

国会議長

グエン シン フン